

フードメディシンネットワーク運営会則

2019年5月24日 制定
2020年10月22日 改定

(名称)

1. 当会の名称は、フードメディシンネットワーク（以下FMN）とする。

(所在地)

2. この団体を次の所在地に置く。
茨城県土浦市荒川沖161-11（株式会社腸管免疫研究所内）

(目的)

3. FMNは地域の歴史や風土に基づいた伝統的な食文化や食材を科学の目で見直し、理解を深めると共に次世代へ継承するために、文理各分野の研究者・技術者からの科学・文化に関する情報を、現場の実践者（料理人、医師、栄養士、スポーツトレーナーなど）、食材の提供者（農家、食薬メーカーなど）、さらには教育・学習の場を提供して啓発を促進するアカデミアや企業に共通する概念として共有し、相互に協力しながら、食を通じた解決策を見出していく活動を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 FMNは、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 食、食文化、健康情報等に関する情報の収集・提供
- (2) 会員の相互交流を図るための場と機会の提供
- (3) FMNの活動の推進に関する普及啓発活動
- (4) その他、第2条の目的を遂行するために必要なこと

(会員の種別)

第5条 FMNはFMNの目的に賛同する個人によって構成される。会員の種別としては一般会員と、将来の社会を担っていく若者を鼓舞するため学生会員を設ける。

(会員の入退会、除名)

第6条 FMNの会員を希望するものは、FMNが別に定める入会申込書を代表に提出し、運営委員会の承認をもって入会を決定されるものとする。退会する会員は、FMNが別に定める退会届を代表に提出する。会員が次のいずれかに該当すると認められる場合、代表は当該会員と協議の上、運営委員会の過半数の議決を経て当該会員を除名することができる。

- 一 相当の理由なくして会費の滞納があるとき
- 二 FMNの名誉を傷つける行為のあったとき
- 三 FMNの会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

(会費)

第7条 会員は、各号に掲げる区分に応じた入会金および年額会費を納入しなければならない。ただし、入会年度の年額会費は免除とする。なお、会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

- (1) 入会金 3,000円
- (2) 年額会費 一般会員 3,000円
学生会員 1,000円

(役員)

第8条 ネットワークの会務を円滑に運営するため次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 2名
 - (3) 運営委員
2. 代表は会員の互選により定める。

(役員の仕事・任期)

第9条 代表は、ネットワークを代表し、会務を統括する。

2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
3. 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

(会議の招集)

第10条 会議は代表が招集する。

(決議)

第11条 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2. 代表は、軽易な事項については書面等により賛否を求め、会議の議事に代えることができる。

(運営委員会)

第12条 本会に、運営委員会を置くことができる。

2. 運営委員会は、運営委員 若干名で構成する。
3. 前項の規定により運営委員を置く場合は、代表が委員を指名するものとする。
4. 運営委員は代表を補佐し、FMNの円滑な運営に必要な事項を企画する。

(事務局)

第13条 事務局は、FMNを運営するために代表（運営委員会）を支援し、次の各号の業務を行う。

1. 入会に係る手続き業務、会員管理FMN会員の関連機関と会員との連絡調整業務
2. 会計業務
3. ホームページの運用、講演会、食事会、見学会等の開催、及び広報誌の発行を含む後方業務
4. 業務運営委員会の円滑な運営に係る業務
5. その他代表が必要と認める業務

(会計年度)

第14条 FMNの会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

(情報の取扱い)

第15条 本事業において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

- 2 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第16条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾若しくは移転をするものと解釈してはならない。

- 2 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

(協議)

第17条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会の協議をもって円満にこれを解決するものとする。

(設立年月日)

第18条 本会の設立年月日は2019年4月11日とする。

付 則 1

この規約は、2019年5月24日から施行する。
産業技術総合研究所の辻典子氏を本会の代表とする。

付 則 2

改定後の規約は、2020年10月22日から施行する。